

浜松市小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の症状が急変した場合に、周囲の者により医療機関等に速やかに連絡が行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録・かかりつけ医療機関の連絡先等を記入した小児慢性特定疾病児童手帳（以下「手帳」という。）を交付することにより、小慢児童等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 手帳は、小慢児童等の保護者に対して交付する。

(交付)

第3条 手帳の交付申請は、小慢児童等の保護者が小児慢性特定疾病児童手帳交付申請書（第1号様式）により、市長に対して行なうものとする。

2 市長は、前号の申請があったときは、速やかに申請の内容を審査し、交付が適当と認められる者に対して手帳を交付する。

3 手帳は、本人の成長の記録としても利用するものであることから、毎年度交付するものではないものとする。

(再交付)

第4条 手帳を滅失し、亡失し、若しくは損傷し又は記入欄に余白がなくなったときは、再交付を行なうものとし、この場合の手続きは、交付の申請の例による。

(返還)

第5条 手帳の交付を受けた小慢児童等の保護者は、小慢児童等の小児慢性特定疾病が治癒したとき又は死亡したときであっても、手帳を返還する必要はないものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の浜松市小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の浜松市小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて交付されている手帳は、この新要綱に基づいて交付されたものとみなす。

第1号様式（第3関係）

小児慢性特定疾病児童手帳交付申請書

区 分	1. 新規 2. 再交付 (理由: 紛失 破損 余白なし その他())			
受給者番号				
疾 病 名				
本 人	ふりがな 氏 名		性 別	男・女
	生年月日	平成 年 月 日 (歳)		
	住 所	〒 浜松市 電話 (- -)		
保 護 者 (申請者と同じ 場合は省略可)	ふりがな 氏 名		電 話 番 号	
	住 所	〒 浜松市		

(あて先) 浜松市長

上記のとおり小児慢性特定疾病児童手帳を申請します。

平成 年 月 日

住 所 浜松市

申請者 氏 名

電話番号

本人との続柄 ()